

# 募集型企画旅行取扱委託契約書

(石川県知事登録旅行業 第 種 第 号)

会社名

---

株式会社 石川県旅行業協会

# 募集型企画旅行取扱委託契約書

旅行者 株式会社石川県旅行業協会（以下「甲」という。）と旅行者

（以下「乙」という。）は、甲の企画・実施する募集型企画旅行の取扱いに関する業務を委託するにあたり、以下のとおり契約する。

## （委託）

第1条 甲は、乙に対し、甲の実施・企画する国内募集型企画旅行について、次条の業務を、甲を代理して行うことを委託し、乙はこれを受託する。

## （委託業務の範囲）

第2条 甲が前条に基づき乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）は次のとおりとする。

- （1）旅行業法第12条の4の取引条件を説明する書面の交付及び旅行者への説明
- （2）旅行者との募集型企画旅行契約の締結、変更又は解除
- （3）旅行業法第12条の5に係る契約書面の交付
- （4）旅行者に対する旅行代金の請求及び受債
- （5）取消料又は違約料の請求、受領及び旅行代金の払戻し
- （6）前各号の業務に付随して行う甲と旅行者との間の円滑な情報伝達

2、乙は、前項の委託業務を、甲の旅行業約款、旅行条件書、販売マニュアル、業務通知等の指定する基準に基づいて行うものとし、また、旅行者に対し、当該業務を甲を代理にして行うものである旨を明示するものとする。

## （委託業務の再委託又は契約上の地位の譲渡の禁止）

第3条 乙は本契約に基づく委託業務の全部又は一部を乙以外の者に再委託し、又は本契約上の乙の地位を第三者に譲渡してはならない。

## （受託営業所）

第4条 委託業務を取扱う乙の営業所（以下「受託営業所」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

2 乙が、前項の受託営業所を新設、移転若しくは廃止する場合又は受託営業所の名称を変更する場合は、事前に甲に対してその旨を通知し、甲乙協議のうえ前項に定める別表1を改訂しなければならない。

3 乙は、受託営業所以外の営業所で委託業務を取扱ってはならない。

## （通知義務）

第5条 甲又は乙は、次に掲げる事項について変更するときは、相手方に対し事前に文書をもって通知しなければならない。

- （1）登録旅行業種別の変更等、旅行業法施行規則に定める業務の範囲
- （2）本社の所在地（主たる営業所）
- （3）商号又は屋号
- （4）代表者の変更

## （約款、標識の揭示義務）

第6条 乙は、受託営業所に甲の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）を旅行者に見やすいように揭示し、又は旅行者が閲覧できるように備え置かなければならない。

2 乙は、受託営業所に旅行業法第12条の9に定める標識に甲の企画・実施する募集型企画旅行を取扱う旨を表示しなければならない。

(委託旅行業者の明示)

第7条 乙は委託業務に関し使用する取引条件説明書面レ契約書面において、甲が募集型企画旅行業者である旨及び乙が甲の受託旅行業者である旨を明示しなければならない。

(委託業務の責任)

第8条 乙が行う委託業務は、すべて甲の計算において行われるものとし、乙は自ら旅行条件、旅行代金を決定する等の行為を行ってはならない。

2、乙は、甲が文書により特定する場合を除き、方法の如何を問わず旅行者に対し、値引等により旅行代金を変更してはならない。

(販売用具等の貸与)

第9条 甲は乙に対し、委託業務の遂行のために、甲が必要と認めた販売マニュアル、料金表、契約書面、その他の販売用具(以下「販売用具類」という)を有償又は無償で貸与又は交付する。

(法令・販売マニュアル等の遵守)

第10条 乙は、委託業務を行うにあたり、旅行業法及びその他の関係法令並びに甲が乙に貸与する販売用具類の記載事項及び甲の指示を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行わなければならない。

(機密保持)

第11条 甲又は乙は、本契約に基づく取引を通じて知り得た相手方の業務上の機密を相手方の同意なしに第三者に漏洩してはならない。この契約終了後においても同様とする。

(広告)

第12条 乙が委託業務に関して次に掲げる事項を含む広告を行うときは、事前に甲に広告の内容について通知し、甲の承諾を得るものとする。

- (1) チラシ、新聞等の紙媒体への甲の商標及び募集型企画旅行商品の掲載
- (2) 乙のインターネット上のホームページや電子メール等の電子媒体への甲の商標及び募集型企画旅行商品の掲載
- (3) テレビ、ラジオ等を通じた、甲の商標及び募集型企画旅行商品の告知
- (4) その他、乙による甲の商標及び募集型企画旅行商品の一般消費者への告知

(旅行条件変更通知義務)

第13条 甲は、旅行代金及び旅行内容の変更又は催行の取り止め等、募集型企画旅行契約の内容を変更する場合は、乙に対し速やかに通知するものとする。その通知を受けた乙は、甲と協力してその旨を直ちに旅行者に連絡するものとする。

(手数料)

第14条 甲は乙に対し、乙が取扱った委託業務について、別表3に定めるところにより、委託業務手数料を支払う。

2 乙が取扱った旅行者が旅行契約を解除した場合には、甲は、乙に当該旅行契約について前項に規定する旅行代金に対する手数料を支払わない。

3 前項の手数をすでに乙が収受している場合には、乙は甲にその手数料を返還する。

4 別表3に記載された手数料を変更する場合は、甲は乙に事前に書面により通知を行うこととする。

(旅行代金の支払い等)

第15条 乙は、甲に対し、甲乙間で別に定める第33条の付属契約書より旅行代金を支払う。

2 乙は、旅行者から収受した旅行代金等を甲に支払うまで、甲のために善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(取消料と違約料)

第16条 旅行者が、旅行契約を解除し、取消料及び違約料の支払いを要するときには、乙は、責任をもってこれを収受し、前条の定めに基づいて甲に支払わなければならない。

(休業日となる場合の支払日)

第17条 第15条に定める支払い期日が甲または乙の休業日に該当する場合は、事前の甲または乙の営業日を支払期日とする。

2、第15条に定める支払いの手段が金融機関の振込みによるとき、支払期日が金融機関の休業日に該当する場合、直前の金融機関の営業日を支払期日とする。

(遅延損害金)

第18条 乙は、第15条に定めた期日までに旅行代金等の支払いをなさず、その他本契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、支払期日の翌日から年利15%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(苦情解決)

第19条 乙は、乙が取扱った委託業務に関し旅行者から契約、責任、補償等に係る苦情が発生したときは、当該苦情の内容を把握したうえで、その内容を速やかに甲に連絡しなければならない。

2 甲は、甲の責任において前項の苦情の解決にあたるが、乙はその解決のために甲に協力するものとする。

(事故処理)

第20条 甲又は乙に、乙が取り扱った旅行者の旅行中に不測の事故が発生したことを知ったときは直ちに相手方に連絡する。

2 甲は、甲の責任において事故に対処するが、乙はその解決のため甲に協力する。

(特別補償金、変更補償金の支払手続についての協力)

第21条 甲の募集型企画旅行契約に基づいて、甲が旅行者に対して旅行業約款に規定する特別補償金又は変更補償金の支払いが生じた場合は、甲の責任においてその手続を行うものとするが、乙は甲から依頼があった場合は旅行者への案内、連絡等について甲に協力する。

(旅行者に対する責任)

第22条 甲は、乙が取扱った委託業務及び乙の取扱いに係る募集型企画旅行の実施に関して、甲と乙いずれかの故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合は、甲の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところにより、旅行者に対して当該損害を賠償する責を負うものとする。ただし、旅行者に与えた当該損害が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲は乙に対しその責任の範囲内において求償することができる。

(個人情報の取り扱い)

第23条 乙は、委託業務の履行にあたり旅行者から取得した個人情報を、当該旅行に関わる旅行者との間の連絡のため、および手配に必要な範囲内でのみ利用することができる。

2、前項にかかわらず、乙は、当該旅行の申込書において旅行者から承諾を得た範囲にて、旅行商品並びに旅行に付随する商品を旅行者に案内する目的で旅行者から取得した個人情報を利用することができる。

3、乙は、旅行者から取得した個人情報を厳重に保管管理し、前2項の範囲を超えて第三者に提供及び漏洩してはならない。

4、甲又は乙は、本契約に基づく取引を通じて取得した個人情報については、別途定める覚書、ANTAガイドライン、国土交通省ガイドライン、個人情報保護法等の規定に従い取扱うものとする。

(損害賠償)

第24条 甲又は乙のいずれかが、本契約の履行について故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を相互に賠償する。

(旅行業者代理業者への再委託)

第25条 乙は、第3条の規定に関わらず本条から第32条に定めるところにより、乙を所属旅行業者とする旅行業者代理業者のうち、「別表2」に掲げる旅行業者代理業者（以下「丙」という）に委託業務を再委託することができる。

2 前項により丙が委託業務を取扱う営業所(以下「丙の受託営業所」という)は「別表2」の営業所の名称及び所在地欄に掲げるとおりとする。

3 乙は、丙が丙の受託営業所を新設し若しくは廃止する場合又は丙の営業所の名称を変更する場合は、事前に甲に対しその旨を書面により通知し、甲乙協議のうえ「別表2」を改訂しなければならない。

4 乙は、丙以外の第三者に委託業務を再委託してはならず、また丙の受託営業所以外の営業所に委託業務を行わせてはならない。

(受託旅行業者代理業者に関する事項についての通知義務)

第26条 乙は、丙が次に掲げる事項を変更しようとするときは、甲に対し事前に文書をもって通知しなければならない。

- (1) 丙の本社（主たる営業所）又は受託営業所の所在地
- (2) 丙の商号又は屋号
- (3) 丙の代表者の変更

(丙の受託営業所における募集型企画旅行業者の明示)

第27条 乙は、丙が委託業務を取扱うときに使用する取引条件説明書面、契約書面において、甲が募集型企画旅行業者である旨、乙が受託旅行業者である旨及び丙が乙の代理業者である旨を丙に明示させなければならない。

(受託旅行業者代理業者の使用に供する販売用具類)

第28条 甲は乙に対し、丙が受託業務を遂行するために必要と甲が認めた販売用具類を有償又は無償で貸与又は交付する。

2 乙は前項により甲から貸与又は交付を受けた販売用具類を丙に再貸与又は交付するとともに、丙にこれらを適正に管理、使用させなければならない。

(委託業務に係る旅行代金等の支払い等)

第29条 乙は、丙が取扱った委託業務に係る旅行代金について、甲に支払うものとする。

2 甲は、丙が取扱った委託業務について、乙に対し委託業務手数料を支払う。

3 第14条第1項から第3項及び第15条の規定は、前1項の規定により委託業務に係る旅行代金及び手数料を支払う場合に準用する。

(苦情解決及び事故処理への受託旅行業代理業者の協力)

第30条 乙は丙が取扱った委託業務に関し、丙に対し旅行者から契約、責任、補償等に係る苦情が発生したときは、丙に当該苦情の内容を把握させたうえで、その内容を速やかに甲に報告させなければならない。

2 甲、乙又は丙は、丙が取扱った旅行者の旅行中に不測の事故が発生したことを知ったときは、ただちに相互に連絡するものとする。

3 甲は、甲の責任において第1項の苦情の解決又は前項の事故の処理にあたるが、乙は、丙に当該苦情の解決又は事故の処理のため甲に対して協力させるとともに、乙自らも甲に協力するものとする。

(丙の取扱った委託業務に係る旅行者に対する責任)

第31条 甲は、丙が取扱った委託業務及び丙の取扱いに係る募集型企画旅行の実施に関して、丙の故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合は、甲の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところにより、旅行者に対して当該損害を賠償する責を負うものとするが、甲は乙及び丙に対して丙の責任の範囲内において求償することができるものとする。

(乙の丙に対する監督責任)

第32条 乙は、第25条から前条までに定めるもののほか、本契約第2条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条及び第21条において乙の義務として規定されている事項を丙の義務として遵守させなければならない。

(契約の期間)

第33条 この契約は契約締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この契約の期間は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(契約の解除)

第34条 前条の規定にかかわらず、甲又は乙は、契約期間中といえども、30日の予告期間を おいて、文書をもって相手方に通知することにより、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙がこの契約に定める義務の履行を怠った場合、及び甲又は乙につき各号に掲げる事態のいずれかが生じた場合は、甲又は乙は相手方に催告することなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分等を受け、又は会社整理、民事再生手続き開始の申し立て、会社更生手続きの開始、若しくは破産申し立てをしたとき、あるいは申し立てられたとき。

(2) 監督官庁より営業停止、又は営業登録の取り消し処分を受けたとき。

(3) 営業の廃止、若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(4) 自ら振出し、若しくは引き受けた手形、又は小切手につき、不渡処分を受け支払停止状態に至ったとき。

(5) 財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(6) 相当期間継続して委託業務を行わないとき。

(7) 相互の信用を著しく傷つけたとき。

(8) 旅行業法若しくは関係法令に違反したとき

(9) 乙が支払遅延等本契約に定める各項に違反したとき

3 甲又は乙が前項の第1号から第4号までに定める事由に該当するときは、相手方からの何らの通知催告を要せず、当該当事者は一切の債務につき期限の利益を失う。

(契約の終了)

第35条 この契約が前2条により終了した場合、甲と乙は、次の定めに従う。

2、本契約に基づく乙の甲に対する既発生の手数料請求権を除く乙の一切の権利は、理由の如何を問わず即時消滅するものとする。

3、乙は、直ちに甲に対して委託業務を引き継ぐとともに、甲から預託、貸与若しくは、供与されている販売用具、業務資料等の撤去又は返還しなければならない。

4、未清算勘定があるときは、相互に遅滞無くこれを清算しなければならない。

5、乙は、乙の所有であるか否かを問わず、河野委託業務を行っていることを示す文書、図形等のある看板、広告物等を、乙の費用において撤去、処分または返還しなければならない。

(付属約定書)

第36条 この契約を履行する際の細則については、別に定める付属契約書による。

(契約に定めのない事項、改訂を要する事項等の取扱い)

第37条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書及び付属契約書に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第38条 この契約に関して発生した紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(補足改訂)

第39条 この契約の補足・改訂等は甲乙協議のうえ、文書をもってこれを行うものとする。

以上の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙各記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成      年      月      日

甲：石川県金沢市本町2丁目7番1号越田ビル3階  
株式会社石川県旅行業協会  
代表取締役    北 敏一

乙：

別表 1. 乙（受託旅行業者）の受託営業所の総数（            年    月    日現在）

登録番号	国土交通大臣登録・            知事登録 旅行業 第    種    第    号
受託旅行業者名	
代表者名	
本社所在地 （主たる営業所）	TEL
営            業            所	
名            称	所    在    地
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
計	箇所

別表 2. 丙（受託旅行者代理業者）の受託営業所の総数（                      年                      月                      日現在）

登録番号	知事登録 旅行者代理業 第 号
受託旅行者代理業者名	
代表者名	
本社所在地 (主たる営業所)	TEL
営 業 所	
名 称	所 在 地
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
	TEL
計	箇所

別表3. 手数料

項目	旅行代金	取消料	違約金	備考
国内旅行	10%	10%	10%	
	%	%	%	
	%	%	%	
	%	%	%	
	%	%	%	
	%	%	%	
	%	%	%	
特別企画商品 その他	その都度事前協議のうえ決定			